

わたしたちのまちの

市町村合併

— 第6回から9回までに承認された合併協定項目 —



▲美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会の様子

市では、市町村合併問題について「美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会」（以下協議会）において協議を進めています。昨年12月には、広報みのかも臨時特集で、第5回の協議会までに承認された17の協定項目を紹介します。

今回は、第6回から9回までに行われた協議会で承認された18の協定項目（表1）の内容を紹介します。

協定項目

(表1)

2	合併の期日
5	財産及び債務の取扱い
6	地域審議会の設置
7	都市計画税課税区域の取扱い
8	役場・支所等の取扱い
9	公共施設の統合整備の取扱い
10	議会の議員の定数及び任期の取扱い
11	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
13	一般職の職員の身分の取扱い
14	新市建設計画
15	特別職の身分の取扱い
17	事務組織及び機構の取扱い
19	使用料、手数料等の取扱い
20	公共的団体等の取扱い
21	補助金、交付金等の取扱い
24	国民健康保険事業の取扱い
26	消防団の取扱い
27	各種事務事業の取扱い
1	情報公開・行政改革事業
4	電算システム事業
6	消防防災関係事業
7	交通関係事業
9	福祉関係事業
13	農林水産関係事業
14	商工・観光関係事業
17	学校教育事業
18	社会教育事業
19	その他の事業

は、第6～9回の協議会で承認された項目です。その他については、今後協議していきます

5 財産及び債務の取扱い

加茂郡町村の所有する財産、公の施設および債務については、すべて美濃加茂市に引き継ぎます。ただし、財産区が所有する財産については、引き続き財産区財産とします。

9 公共施設の統合整備の取扱い

新市の行政効率を高めるため、合併後、類似施設ごとの分析・検討を行い、10年後を目指とした公共施設の再配置計画を協議します。

11 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に2つ（「美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町」と「七宗町・八百津町・白川町・東白川村」の区域）の農業委員会を設置し、選挙による委員であった人は、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任しますが、合併特例法適用後の選挙による委員の数については、次のとあります。ただし、選挙区については設置しません。

区 域	委 員 数
美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町	26人
七宗町・八百津町・白川町・東白川村	28人

13 一般職の職員の身分の取扱い

加茂郡町村の一般職の職員の身分については、美濃加茂市の職員として引き継ぎます。

職員数については、定員適正化計画を策定し、職員の削減に努めます。